

# 塚本和彦教授・安井宏教授 退任記念論集によせて

法政学会会長・法学部長 北 山 俊 哉

2015年3月末日をもって、私たちが深く敬愛してきた塚本和彦先生と安井宏先生が本学を定年でご退職されました。先生のご在任中のご活躍と、法学部に対する多大なご貢献に感謝し、ここに『法と政治』のご退任記念号を編集いたしました。

塚本和彦先生は、1976年に本学の助手となられて以来、39年の永きにわたり、本学の専任講師、助教授、教授として、本学に多大なご貢献をなされました。先生の、ダンディで誠実な人柄を慕って多くの学生がゼミに集まり、有為な人材を多数輩出してこられました。

先生のご研究の対象は商法であり、総則・商行為・会社・保険・海商の分野から有価証券法（手形法・小切手法）までの広い範囲に及びますが、その中でも特に小切手法を中心に研究されてきました。手形（小切手）上の法律関係の発生・変動をどのように統一的に法律構成するかという手形法の基礎理論を継続的な研究課題としてこられました。

ご業績は『新会社法の基礎』（加藤徹・塚本和彦編，法律文化社，2009年5月），『新会社法の基礎』（第2版）（加藤徹・塚本和彦編，法律文化社，2013年5月），『新会社法の基礎』（第3版）（加藤徹・相原隆・伊勢田道仁編，法律文化社，2015年4月）があり，それより以前には『商法

総則・商行為法（新商法講義1）』（蓮井良憲・森淳二朗編，法律文化社，1992年4月）の初版から第4版までへの執筆があります。

手形法・小切手法に特化した本についても『現代青林講義 手形法・小切手法』（酒巻俊雄・庄子良男編，青林書院，1996年6月），『新版 手形小切手の法律相談』（河本一郎・河合伸一・田邊光政・西尾信一編，青林書院，1992年10月），『手形法・小切手法（現代社会と商法Ⅲ）』（田村茂夫編，嵯峨野書院，1987年1月）への貢献があります。論文についても，オイゲン・ウルマーの有価証券理論および手形抗弁理論についての研究をはじめ，「裏書と手形行為独立の原則」『法と政治』42巻1号（1991年3月）などの理論的研究があります。

学会活動でも日本私法学会（2003年から2005年まで理事），信託法学会，日本法社会学会，金融法学会，日本海法学会（1998年から2004年まで理事）など数多くの学会でご貢献をなされました。

先生は，定年近くには体調が万全とはいええない中で，最後まで授業を続けられ，最後の教授会のご挨拶では越し方を振り返った名演説を行われました。先生の末永きご健康と更なるご活躍を祈念いたします。

安井宏先生は，1969年に本学法学部を卒業されたのち，本学法学研究科民刑事法学専攻修士課程，博士課程を経て，1976年に広島修道大学法学部にご就職なされ，1996年に本学法学部教授とされました。2004年に司法研究科が発足して以降は，本学司法研究科教授とされ，2006年から2年間は司法研究科研究科長も務められるなど，1996年から19年間にわたり本学に多大なご貢献をなされました。

先生のご研究は，民法における法律行為論の研究です。とくに意思理論について，フランス民法における意思理論との比較研究において優れた業績を上げられ，また，フランス民法の重要な理論的文献の翻訳・紹介でも

2(2) 法と政治 67巻1号（2016年5月）

ご活躍いただきました。民法上、契約は意思の合致により成立するとされながら、実際の取引では一方当事者が目を通したことのない約款に拘束されるという状況において、そこでの意思とはどのようなものとして把握すべきなのかという先生の問題提起は、今もなお若い民法学者を研究に駆り立てる鋭い問題提起です。そのご業績は『法律行為論・約款論の現代的展開—フランス法と日本法の比較研究』（法律文化社、1995年）にまとめられております。

教育の面においても、常に学生・院生の目線に立ったわかりやすい授業をなされており、先生の明るい人柄も相まって、法学部時代は多くの学生がゼミに集まり、また司法研究科に移られてからも多くの院生が先生の研究室に訪れていました。共著として執筆された教科書『プリメール民法I』（法律文化社・第一版2000年、第二版2006年、第三版2008年）は、3度の改版からも分かるように、学生にとってわかりやすく優れた教科書であります。また、本学司法研究科発足以前の準備段階より準備委員として携わられており、2006年から2年間は司法研究科研究科長も務められ、本学の法曹養成にとって多大なご貢献をなされました。

定年後は、教育と研究を続けられる傍ら、本学の非常勤講師としても続けて講義を担当されています。先生の末永きご研究とますますのご活躍を祈念いたします。